

商品概要説明書

マイカーローン(ジャックス保証型)

(令和 7 年 6 月 2 日現在)

商品名	マイカーローン
ご利用 いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上、完済時 80 歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証が受けられる方。 ○借換の場合、借換対象マイカーローンで直近 6 ヶ月以内に返済遅延がない方。 ○新卒者の場合は、就職先の内定が確定している方。 新卒者とは、3 月に高校、専門学校、短大、大学（院）のいずれかの学校を卒業の予定で同年 4 月に就職が確実な満 18 歳以上の方です。 ○購入代金を業者振込いただける方。 ○借換の場合は借換対象ローンの借入先または顧客返済口座への振込とし、なお完済を証明頂ける方。 ○当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証が受けられる方。 ○当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○自動車（自動二輪車を含む）購入資金。 ○車検費用、修理費用、運転免許取得費用、カー用品購入資金。 ○ マイカーローン借換資金(残価設定型ローンの残価部分の借換も含む)。 ○車庫建設資金（車庫建設資金としては貸出金額 100 万円以内）。 ※但し、事業性資金は除きます。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以下（1 万円単位）、所要金額の範囲内とします。 ※但し、借換の場合は借換対象の残高以内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	【固定金利型】 ○お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ○元金据置返済 上記の新卒者限り、就職前 6 ヶ月以内（10 月～翌年 3 月）を据置くことが

	できます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ○新卒者や 20 歳未満の場合は、親権者の方を連帯保証人とさせていただきます。
手数料	○お借入れの際に事務取扱手数料として 1,100 円（消費税込）を申し受けます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店金融部(電話：0478-70-7715)にお申出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または J A バンク相談所にお申出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A かとり